

放課後等デイサービスと 学校との連携について

福山市保健福祉局福祉部障がい福祉課

2022年（令和4年）7月

1 放課後等デイサービスの概要

- ◇対象年齢 就学児童（小学生～高校生）
- ◇対象要件 障がい手帳・診断書など
- ◇支援内容 授業の終了後又は学校の休業日に、施設において生活能力向上のための訓練などを継続的に行います。また、社会との交流促進などの機会の提供や、放課後等の居場所づくりなど、必要な支援を行うこととされています。

2 利用までの流れ

申請

計画相談等

支給決定

サービス利用

3 計画書の作成について

計画相談支援

- 相談支援専門員が、本人・家族と面談を行いその子にあった支援計画書を作成する。
- 利用にあたって各種事業所との調整を行う。
- 困ったときに相談ができる。

セルフプラン

- 家族や支援者が独自に作成する。
- 第三者を交えない利用。

4 セルフプラン作成時のお願い

▶ 相談支援専門員に依頼せず、家族や支援者（サービス提供事業所の方を含む）がプランを作成される場合、適正な支給決定を行っていくために、お願いしたいことがあります。

- ① 「希望する生活や困っていること」について、できるだけ具体的に記入してください。
- ② 「利用するサービス」「目標」についても、できるだけ詳しくご記入いただき、「希望する生活や困っていること」と対応した内容にしてください。
- ③ セルフプランには、放課後等デイサービスなどの児童通所支援、身体介護などの障がい福祉サービス、移動支援などの地域生活支援事業のような公的な福祉サービスだけでなく、

- ・ 学校の友達との関係や先生との連携・支援状況
- ・ 訪問看護等の医療サービス
- ・ ボランティアや近所の人などのインフォーマルな社会資源

なども含めて検討していただくと、プランの内容が充実していくと考えています。

5 セルフプラン利用者に関する 放課後等デイサービスと学校との連携について

[求められること]



6 主な変更点－1

◇ 対象者

事業所を利用する児童のうち、セルフプランを利用する保護者
(新規、変更等の更新時期に実施)

※児童発達支援事業所からの移行者を含む

◇ 原則的な取り扱い



※利用者に強い希望がある場合や、相談支援事業所が見つからない場合は例外的にセルフプランを認める

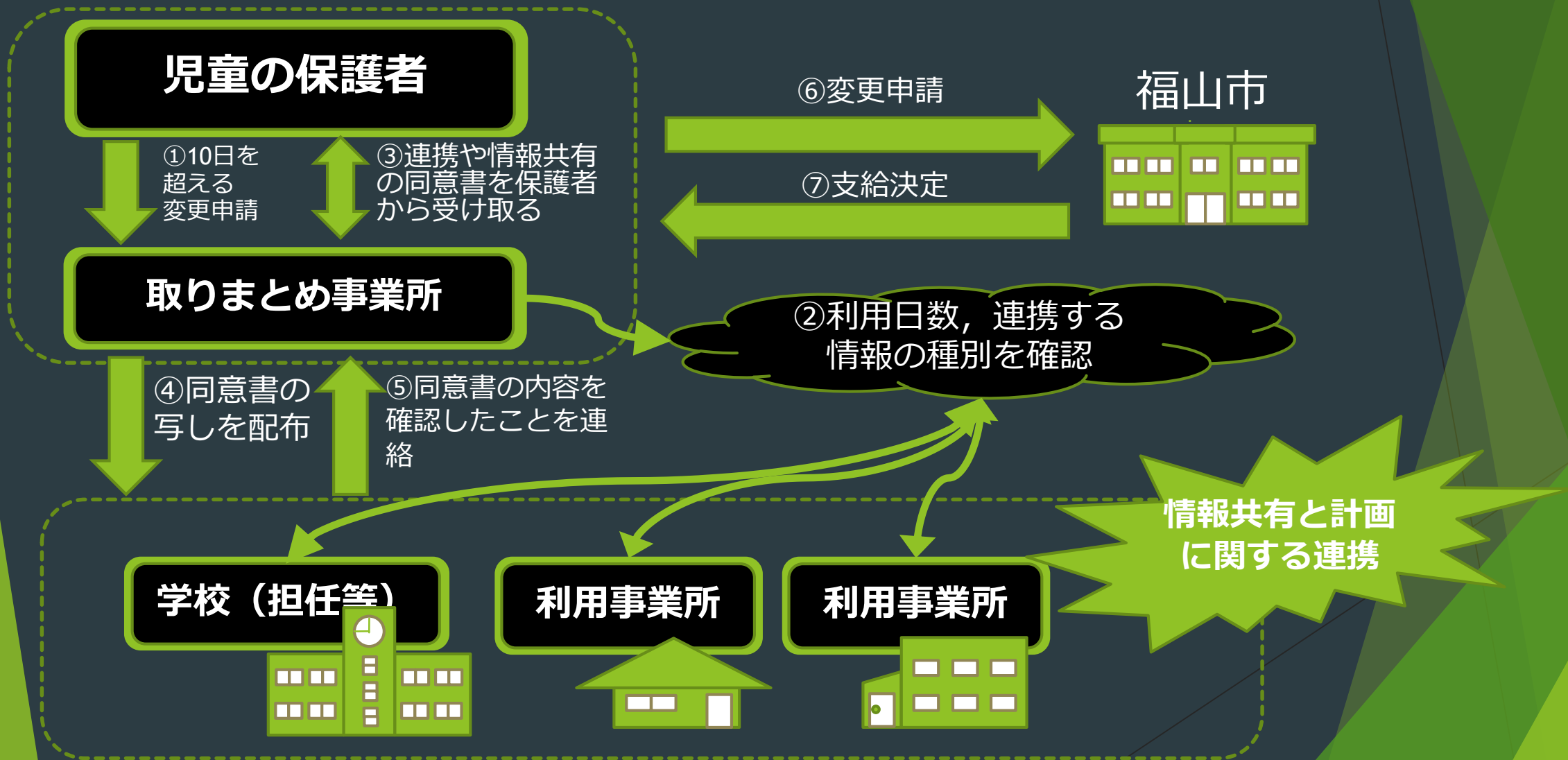
6 主な変更点－2

◇ 基本支給日数は10日以内とする

※支給量が不足する場合、最も利用日数を増やす事業所（又は利用日数が多い事業所＝取りまとめ事業所）が決まり次第、速やかに変更手続きを行う



7 変更手続き



8 留意点

- ◇ 原則として取りまとめ事業所がセルフプランの作成を支援し、同意書を作成することとします
- ◇ 支給日数が10日を下回る場合、今回の手続きは不要ですが、可能な限り学校や事業所間の必要な連絡調整を行ってください
- ◇ 本取組の目的は「療育の適正化」です
第三者の視点が入りづらい、セルフプランの利用者を対象としており、情報共有の効果を期待して実施するものです
- ◇ 効果を検証するため、本市から学校や事業所へ問い合わせをする場合があります

ご清聴ありがとうございました。



障がい福祉課
サービス給付担当